

「書籍等のメディアコンテンツに関する古物営業ルール」(自主ルール)

1. ルールの内容

書籍、CD、DVD、ゲームの古物買取りに関し、以下の自主ルールを遵守する。

(1) 18歳未満からの買取り

① 中学生以下からの買取りは保護者同伴とする。(注1)

② 上記以外の高校生及び 18 歳未満からの買取りは、保護者直筆による「買取同意書」と保護者への電話確認。

注1：同ルール運用後も、不正品の買取りなど古物営業法違反が発生する場合は、高校生も含めて保護者同伴とする。

※保護者 = 親権者及び養親

※(株)ゲオ、カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)、(株)ブックオフコーポレーションの店舗(一部を除く)においては、上記ルールを勘案した各事業者のルールとして 18 歳未満からの買取りをしない、もしくは全て保護者同伴としています。

(2) 買取りの制限

原則として下記に該当する場合は、買取りを行わない。

- ① 同一商品が複数以上ある場合はその全てを買取らない
- ② 新品の未開封品
- ③ 18 歳未満(18 歳の高校生も含む)からの宅配による買取り

※但し、①②については、領収証等の提示により不正品でない事が確認可能な場合は、店舗の責任において買取ることができるものとする。

(3) 不正品申告の徹底

下記に該当するケースについては注意を喚起し、不正品の可能性が高いと判断したときは、店舗責任者へ連絡するとともに、店舗責任者の判断において所轄警察署へ通報する。所轄警察署からの承認及び指示があるまでの間は、買い取った商品は保管する。将来的には通報された情報を業界として共有化し、不正品の流入防止につなげる。

- ① 個人なのに頻繁に売りにくる
- ② 新品、高額商品を大量に持ち込む
- ③ 保護者の買取同意書の筆跡と本人の筆跡とが酷似している
- ④ 同一商品を数回に分けて持ち込む
- ⑤ 買取申込書への記入など買取り時の所作がぎこちない

- ⑥本人確認書類の年齢と外見が異なる（若いもしくは老けている）
- ⑦電話での保護者確認において声や受け応えが保護者らしくない
- ※上記項目については警視庁との情報交換により追加修正を行う

（４）記録保存

古物営業法の必須項目に加え、下記の項目の記録保存を行う。

- ①買取りを行った従業員名
- ②ゲーム機のシリアル番号

（５）定期講習会の開催

年 1 回以上、警視庁と協力してメディアコンテンツ古物事業者（店長、FC 本部担当者）のための古物講習会を開催する。

2. 参加事業者と運営主体

- （１）日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合及び日本テレビゲーム商業組合に加盟し、古物営業を行っている店舗。全国約 3000 店。

（株）上昇（屋号：カメレオンクラブ）、（株）ゲオ（屋号：GEO）、カルチュア・コンビニエンス・クラブ（株）（屋号：TSUTAYA）、（株）ブックオフコーポレーション（屋号：BOOK OFF）、（株）テイツー（屋号：古本市場）ほか

（２）運営主体

日本メディアコンテンツリユース協議会

（日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合と日本テレビゲーム商業組合からなる協議会）

3. 施行日

2013 年 10 月 1 日より

（2013 年 12 月末までを強化期間として参加事業者のルール徹底を図る）

4. 告知物等について

「メディアコンテンツ古物ルール」のお客様と関係者への理解を図るため、日本メディアコンテンツリユース協議会名で以下の告知物等を制作し、9 月 20 日前後の送付を予定。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・加盟店ステッカー | 1 枚／1 店 |
| ・店内告知ポスター | B 2 サイズ 2 枚／1 店 |
| ・古物ガイドブック I ・ II | 70 p（PDF 版） |

- ・中学生保護者向け説明チラシ
- ・告知 WEB サイト
- ・古物講習会
- ・全国警察及び自治体説明

30万枚
10p
年2~3回
47都道府県への郵送及び訪問説明

【ステッカー】



【ポスター】

買取にあたって、 お客様へのお願い

当店では、万引き等の犯罪を減らすため、古物営業法、青少年健全育成条例、日本メディアコンテンツリユース協議会のルールにより、「書籍」「DVD・ビデオ」「CD」「ゲーム」のメディアコンテンツ商品の買取りにて以下のルールを徹底しております。お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

！ 中学生以下の青少年のお客様からの買取りには保護者の方の同伴が必要となります。
※同伴される保護者の方の身分証明書が必要となります。

！ 高校生及び18歳未満の青少年のお客様からの買取りには、保護者の方の「買取同意書(保護者直筆)」と「電話確認」が必要となります。

原則として買取りをしない商品

- 新品の未開封品。
- 同一タイトル商品が複数枚以上ある場合は、その全ての商品。

※但し、例外として買取書等により、商品等でないことが証明される場合は、当店の判断により買取をいたします。

盗品を買わないために

買取りされた商品で盗品等の疑いがあると判明した場合は、古物営業法に基づいて警察署に通報させていただきます。貴店の取り扱いについて警察署の指導も受けます。また、警察署からの調査等の照会に対応するため、買取った商品に関する情報を記録させていただきます。お客様のご理解とご協力を、程早ようしくお願いいたします。

CRJ 盗品を買わない、見逃さない
日本メディアコンテンツリユース協議会 加盟店